

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第105号

京都市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

京都市消防吏員服制規則の一部を次のように改正する。

別表種類の欄中 「

合 冬 救 急 活 動 服
夏 救 急 活 動 服

」 を 「

救 急 活 動 服

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)